

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査の場所及び方法)</p> <p>第7条 検査は、組合の事務所、倉庫、支所等の出先機関その他業務に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び組合の理事その他の責任者（以下「責任者」という。）又は組合の使用人からの説明の聴取の方法により行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(検査命令書の提示等)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、検査命令書（別記様式）及びその身分を示す証明書を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第11条 検査に際しては、責任者1人以上を立ち合わせて行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(検査の場所及び方法)</p> <p>第7条 検査は、組合の事務所、倉庫、支所等の出先機関その他業務に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第13条において同じ。）の検査及び組合の理事その他の責任者（以下「責任者」という。）又は組合の使用人からの説明の聴取の方法により行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、当該検査に係る別に定める様式による検査命令書及びその身分を示す証明書を提示するとともに、当該検査に係る別に定める様式による検査通告書を交付しなければならない。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第11条 <u>現物の検査</u>に際しては、責任者1人以上を立ち合わせて行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。